

**持続可能な観光推進のためのガバメントクラウドファンディング実施支援業務
業務委託 公募型プロポーザル 募集要項**

1. 適用

本要項は、持続可能な観光推進のためのガバメントクラウドファンディング実施支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

持続可能な観光推進のためのガバメントクラウドファンディング実施支援業務

(2) 目的

奈良県では、県内観光地の魅力向上と持続可能性を両立させるため、環境保全や観光地におけるハード整備の充実、ならびに適切な維持管理を継続的に行うための新たな財源確保の仕組みづくりを進めている。

その一環として、本業務は奈良公園における「鹿との共生」をテーマとした取り組みについて、ガバメントクラウドファンディングの手法を活用し、全国からの寄附を募ることにより、事業実施に必要な財源を確保するとともに、来訪者等の賛同者一人ひとりに共生の意義を伝え、理解と参画の促進を図ることを目的とする。

(3) 委託内容

- ① ガバメントクラウドファンディング プラットフォームの提供等
- ② プロジェクトの構築・伴走支援業務
- ③ 広報・プロモーション支援業務

※詳細は別紙「持続可能な観光推進のためのガバメントクラウドファンディング実施支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した一切の経費は提案者の負担とする。

(5) 提案上限額

7,040,000 円（消費税及び地方消費税等に相当する額（10%）を含む。）

(6) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3. 提案者の参加資格

(1) 応募資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ② 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること

- ③ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体等と同種の契約を締結し、これを誠実に履行した者であること
- ④ 県税を滞納していない者
- ⑤ 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（更生手続開始の決定を受けた者を除く）
- ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること
- ⑧ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（再生計画の認可の決定を受けた者を除く）

(2) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 上記3（1）に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 提出書類等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

4. 手続き等

(1) 担当課

住 所	〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
担 当 課	奈良県観光経済課
電話番号	0742-27-8435
Eメール	narakanko@office.pref.nara.lg.jp

(2) 募集要項及び仕様書の配布

配布期間	令和8年5月21日（木）から6月5日（金）正午まで
配布方法	奈良県ホームページからダウンロードすること。 ※奈良県ホームページ (https://www.pref.nara.lg.jp/index.html) トップページ > しごと・産業 > 入札・契約・免許 > 入札等のお知らせ > 観光・文化に関する入札等

(3) 仕様書等に関する質問

受付期限	令和8年6月2日（火）正午まで
質問方法	<ul style="list-style-type: none">・質問書【様式1】により(1)担当課あてに電子メールにて提出すること。・電子メールの件名は「GCF 実施支援業務プロポーザルに係る質問書」とすること。来訪または電話など口頭での質問は受け付けない。・送付後、必ず電話にて確認の連絡をすること。
回答方法	<ul style="list-style-type: none">・質問に対する回答は、質問の要旨と合わせて奈良県ホームページにて随時公表する。※奈良県ホームページ (https://www.pref.nara.lg.jp/index.html) トップページ > しごと・産業 > 入札・契約・免許 > 入札等のお知らせ > 観光・文化に関する入札等・質問者名の公表および個別の回答は行わない。

(4) 参加申込

提出期限	令和8年6月5日（金）正午（必着）まで
提出先	(1)の担当課に同じ
提出方法	持参又郵送による。 ※封筒に「参加申込書在中」と朱書きすること。 ※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで（正午から13時までの間は除く。）とする。 ※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・参加申込書【様式2】・誓約書【様式3】・参加申込者概要書【様式4】・類似業務受注実績【様式5】 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31年までの間）に受託し、履行した同種業務の実績を記載すること。（契約書の写し等を添付） ※同種業務：国および地方公共団体、地方独立行政法人が実施するクラウドファンディング実施支援業務
備考	参加申込書を提出後、企画提案書を提出しないこととなった場合、速やかに(1)の担当課へ連絡のうえ、令和8年6月12日（金）正午までに、参加辞退届【様式6】を持参又は郵送により提出すること。

(5) 企画提案書の提出

提出期限	令和8年 6月12日（金）正午まで
------	-------------------

提出先	(1)の担当課
提出方法	持参又は郵送による。 ※封筒に「企画提案書在中」と朱書きすること。 ※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで（正午から13時までの間は除く。）とする。 ※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。
提出部数	9部（正1部、副8部/提出物一式）、pdfデータ（正/副）
提出物	・企画提案書の表紙【正：様式7】【副：様式7-1】 ・企画提案書（様式任意 サイズはA4（※1）） ・見積書（※2）
留意事項	・提案は、1者につき1提案とする。 ・副8部については、提案者を判読できるような用紙の仕様や記載を行わないこと。 ・表紙を除いて、企画提案書には通し番号又はページを付すること。

(※1) 企画提案書には、「仕様書」及び6(1)の審査基準を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。各項目にインデックスを付すなど閲覧性に配慮すること。

(ア) 業務実施方針・業務スケジュール

「仕様書」に記載の業務内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載し、業務実施方針及び業務スケジュールを提示すること。

(イ) 業務実施体制

本業務の実施にあたり、業務実施体制並びに業務責任者および各担当者の役割分担、実務経験年数、資格について記載すること。加えて、業務責任者および業務担当者が担当したクラウドファンディングの実績として、以下の事項を記載すること。

- ・プロジェクト実績：寄附調達額の多いもの3件以上
- ・国又は地方公共団体を対象としたプロジェクト実績：1件以上
（該当実績がない場合は「実績なし」と明示すること）
- ・各案件における具体的な関与内容

(ウ) ガバメントクラウドファンディング プラットフォームの提供について

- ・プラットフォームの利用者規模、利用者属性等の特性を示すとともに、本事業との適合性及び寄附獲得上の強みについて記載すること。
- ・提供するプラットフォームについて、寄附申込の受付、寄附者情報の自治体への提供、ならびに活動報告・進捗状況を発信するページの提供が可能であることが分かる概要を記載すること。

(エ) プロジェクトの構築・伴走支援業務

- ・戦略設計、ページ作成、プロジェクト進行の各段階において、寄附者の理解と共感を得るための基本的な方針や判断軸と、それに基づく具体的な工夫・支援内容を記載すること。

(オ) 広報・プロモーション支援業務

- ・寄附目標を踏まえ、広報・プロモーションをどのような考え方で展開するのかについて記載すること。あわせて、想定する寄附者層や、自治体事業およびガバメントクラウドファンディングの特性を踏まえた広報手法の方向性、ならびに寄附目標達成に向けて重視するポイントについて記載すること。
- ・自社媒体を活用した広報の提案がある場合は、その内容を記載すること。

(※2) 宛先は「奈良県知事」とすること。

見積額は、目標寄付金額3,000万円に提案手数料率を乗じた額及びその他必要となる費用を足した額（消費税及び地方消費税等に相当する額（10%）を含む。）とする。積算した内訳も記載すること。

5. 日程

令和8年5月21日（木）	募集要項配布、参加表明書及び質問受付開始
令和8年6月2日（火）	質問受付終了（正午まで）
令和8年6月5日（金）	参加申込受付（正午まで）
令和8年6月12日（金）	企画提案書受付終了（正午まで）
令和8年6月17日（水）頃	受託事業者選定審査会開催予定（プレゼンテーション実施）

6. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

- ① 企画提案書等の審査は、「持続可能な観光推進のためのガバメントクラウドファンディング実施支援業務委託事業者選定審査委員会（以下「選定審査会」という。）」により、次の審査項目について採点を行うものとする。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を最優秀提案者として選定する。また、提案者が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まらずに審査手続きを行う。

なお、審査委員の合計点を集計した総得点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。審査は非公開とする。

(ア) 業務遂行能力

- ・本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。（評価全体の10%）
- ・業務実施手順・業務スケジュールは適切であるか。（評価全体の10%）
- ・本業務を円滑に遂行できる実施体制が整っているか（責任者・担当者の実績・専門性を踏まえ、適切な人材配置がなされているか）。（評価全体の15%）

(イ) ガバメントクラウドファンディング プラットフォームの提供等

- ・プラットフォームの特性が、本事業の内容・目的・テーマと整合しており、寄附獲得上の強みを有しているか。（評価全体の10%）
- ・寄附申込の受付、寄附者情報の自治体への提供、ならびに活動報告・進捗状況を発信するページの提供が可能となっているか。（評価全体の5%）

(ウ) プロジェクトの構築・伴走支援業務

- ・戦略設計、ページ作成およびプロジェクト進行における助言・支援の各段階において、寄附者の理解と共感を得るために、どのような方針や判断軸のもと、どのような工夫を行うかが具体的に提案されているか。(全体評価の20%)

(エ) 広報・プロモーション支援業務(評価全体の20%)

- ・想定する寄附者層やガバメントクラウドファンディングの特性を踏まえた、効果的な広報・プロモーション案が示されているか。

(オ) 経費見積(評価全体の10%)

- ・経費の積算が提案内容に見合った妥当な金額となっているか。

- ② 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④ プレゼンテーション及び質疑応答を実施する場合は、令和8年6月17日頃に行う予定。時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

(2) 事業者との契約

- ① 上記6(1)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消となった場合には、その事業者との契約は行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。
- ② 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

(ア) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) 電子契約の可否

① 本契約は電子契約を可能とする。

② 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」(別添)を4(4)で示す参加申込み手続きとあわせて原則電子メール(やむを得ない場合持参・郵送可)で提出すること。

(4) その他

採択された案件は、県と協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. その他

(1) 提出された書類は、返却しない。また、提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。

(2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

(3) 選定結果として提案書等を提出した事業者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。

(4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(5) 募集および契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。

(6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。

(7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。